



和歌山市公報

令和8年（2026年）6月30日
号外第7号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
14	和歌山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	3
15	和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民課）	5
16	和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・（保育こども園課）	6
17	和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（保育こども園課）	7
18	和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（河川港湾課）	8
19	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
20	和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（消防総務課）	10

【 規 則 】

51	和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保健対策課）	11
52	和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則及び和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	12
53	和歌山市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・（人事課）	20
54	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	21

【 告 示 】

237	公示送達（令和7年度第10期及び令和8年度随時1期介護保険料督促状）・・（介護保険課）	22
238	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	23
239	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	24
240	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	25
241	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路建設課）	26
242	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	27
243	公示送達（令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	28
244	公示送達（令和6年度、令和7年度及び令和8年度国民健康保険料納入通知書並びに令和6年度及び令和7年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	29
245	公示送達（令和7年度第9期及び第10期並びに令和8年度随時1期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	30
246	都市計画の変更による図書の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	31
247	令和8年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	32
248	都市計画の変更による図書の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	33

【 公 告 】

- | | | |
|---------------------------------|---------|----|
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・ | (都市計画課) | 34 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・ | (都市計画課) | 35 |
| ○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ | (建築指導課) | 36 |
| ○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ | (建築指導課) | 37 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・ | (都市計画課) | 38 |

【 選挙管理委員会告示 】

- | | | |
|-------------------------------|--------------|----|
| 26 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・ | (選挙管理委員会事務局) | 39 |
|-------------------------------|--------------|----|

和歌山市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第14号

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第19項中「平成23年法律第108号」の次に「。第2号ア及びウにおいて「再生可能エネルギー電気特措法」という。」を加え、「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額
- (2) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額
 - ア 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備（イ及びウ並びに次号において「認定発電設備」という。）であるものに限る。第5号において「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの
 - イ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第4号イにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの
 - ウ バイオマス（再生可能エネルギー電気特措法第2条第3項第5号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。）で総務省令で定める規模未満のもの
- (3) 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。以下この号及び次号アにおいて「特定風力発電設備」という。）で海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第22条第1項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの 当該特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に5分の3を乗じて得た額
- (4) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額
 - ア 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 港湾法第37条第1項（第1号に係る部分に限る。）の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備
 - (イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備
 - (ウ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第3項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備
 - イ 特定地熱発電設備（第2号イに掲げるものを除く。）
- (5) 特定水力発電設備（第2号アに掲げるものを除く。） 当該特定水力発電設備に係る固定資産

税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額

附則第7条の6の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第1項中「（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）」及び「で政令で定めるもの」を削り、「平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第2条第1号」を「同条第1号」に、「当該施設」を「当該家屋」に、「、高齢者移動等円滑化法」を「、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法」に、「掲げる高齢者移動等円滑化法」を「規定する同法」に改め、「もの（）」の次に「総務省令で定めるものを除く。」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第2項及び第3項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたこの条例による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第19項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第7条の6第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第7条の6第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第15号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が、和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を添えることを要しない。

第12条第2項中「前項」を「前項本文」に、「の個人番号カードであって」を「に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）であって」に、「第22条第1項の」を「第22条第1項に規定する」に、「をいう。次条及び第16条第2号において同じ」を「（次条及び第16条第2号において「個人番号カード等」と総称する）」に改める。

第13条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第35条の2第1項の」を「第35条の2第1項に規定する」に改める。

第16条第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第16号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「4月から6月まで」を「4月から8月まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第17号

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（附則第2項から第4項まで、第6項及び第7項）」を「（附則第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで）」に、「。附則第2項から第4項まで、第6項及び第7項」を「。附則第2項から第8項まで」に改める。

附則第5項中「児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者に限る」を「府令第33条第1項本文に規定する保育士をいう」に改め、「第2項」の次に「及び府令第33条第3項本文」を加える。

附則第7項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「、「25人」とあるのは「30人」」を削る。

附則に次の1項を加える。

8 当分の間、第2条の規定により条例で定める基準とされる府令第33条第2項本文の規定による保育士の数については、「25人」とあるのは「30人」とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第18号

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第3条 法第38条第3項の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置については、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）第27条で規定するところによるものとする。

（保全調整池の標識の設置）

第4条 法第45条第1項の規定による保全調整池の標識の設置については、省令第33条で規定するところによるものとする。

（貯留機能保全区域の標識の設置）

第5条 法第54条第1項の規定による貯留機能保全区域の標識の設置については、省令第40条で規定するところによるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第19号

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例（昭和48年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中「黒田の一部、納定の一部、吉田の一部、太田の一部」を「黒田1丁目の一部、黒田2丁目の一部、黒田3丁目、黒田4丁目、黒田5丁目、黒田6丁目、納定1丁目、太田3丁目の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第20号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた和歌山市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第51号

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種事故災害補償規則（平成22年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改める。

第4条第2項第1号中「48,000,000円」を「49,500,000円」に改め、同項第2号中「31,960,000円」を「32,960,000円」に改め、同項第3号中「24,399,000円」を「25,163,000円」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市予防接種事故災害補償規則（次項において「新規則」という。）第3条第2項の規定は、その死亡が行政措置予防接種（和歌山市予防接種事故災害補償規則第2条に規定する行政措置予防接種をいう。次項において同じ。）を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和8年4月1日以後の日であるものに係る同条第1項の規定による補償の額について適用する。
- 3 新規則第4条第2項の規定は、その障害が行政措置予防接種を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和8年4月1日以後の日であるものに係る同条第1項の規定による補償の額について適用する。

（令和8年6月17日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則及び和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第52号

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則及び和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

（和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正）

第1条 和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年規則第95号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する規則

第1条中「支給」の次に「及び法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る小児慢性特定疾病登録者証（以下「登録者証」という。）の発行」を加え、「。第9条において「政令」という。」を削る。

第2条の見出しを「（小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病医療登録者証に係る申請書）」に改め、同条中「第7条の9第1項」の次に「及び第7条の27第1項」を加え、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・更新・変更）」に改める。

第3条の見出しを「（小児慢性特定疾病医療受給者証等の記載事項の変更に係る届出書）」に改め、同条中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請事項変更届出書」を「小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届出書」に改める。

第5条中「第10条」を「第9条」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条第2項中「別記様式第10号」を「別記様式第9号」に改め、同条第3項中「別記様式第11号」を「別記様式第10号」に改め、同条第4項中「別記様式第12号」を「別記様式第11号」に改め、同条第5項中「別記様式第13号」を「別記様式第12号」に改め、同条第6項中「別記様式第14号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「別記様式第15号」を「別記様式第14号」に、「別記様式第16号」を「別記様式第15号」に改め、同条を第9条とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

（表面）

小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・更新・変更）

受診者	フリガナ							年齢	生年月日					
	氏名							歳	年 月 日					
	個人番号													
	居住地													
	医療保険	被保険者氏名							受診者との続柄					
記号・番号														
保険者名														
申請者（※1）	フリガナ							受診者との関係						
	氏名													
	個人番号													
	居住地													
	電話番号	自宅	-	-	携帯	-	-	(父・母)						
疾病名														
受診を希望する指定医療機関	名 称						所 在 地							
	(指定医療機関であれば、記載した医療機関以外でも受給者証の使用が可能です。)													
自己負担上限月額の特例について	高額かつ長期	<input type="checkbox"/> 申請する				<input type="checkbox"/> 申請しない				行政記載欄	該当・非該当			
	重症患者認定	<input type="checkbox"/> 申請する				<input type="checkbox"/> 申請しない					該当・非該当			
	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 申請する				<input type="checkbox"/> 申請しない					該当・非該当			
	世帯按分特例	<input type="checkbox"/> 申請する				<input type="checkbox"/> 申請しない					該当・非該当			
今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者（申請中含む）（※2）	有・無	氏名（受給者番号）		()		種別		小慢・指難						
今回申請する受診者が指定難病の医療費助成対象者の場合（申請中含む）（※3）	有・無	受給者番号												
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（※4、5）	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他〔 〕												
小児慢性特定疾病登録者証の発行について（※6）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	登録者証発行を希望された場合、受診者のマイナンバー情報に小児慢性特定疾病に罹患していることが掲載されます。												
変更があった事項（変更申請時のみ記載）	<input type="checkbox"/> 病名 <input type="checkbox"/> 高額長期 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器等 <input type="checkbox"/> 世帯按分 <input type="checkbox"/> 階層区分認定に係る事項(所得、医療保険の変更等) <input type="checkbox"/> その他													
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (宛先) 和歌山市保健所長														

(※1)申請者は原則、受診者が18歳未満の場合は被保険者（保護者）、受診者が18歳以上の場合は受診者本人となります。受診者本人が申請する場合は、続柄欄に「本人」とだけ記入してください。
 (※2)(※3)受給者証の写しを添付してください。
 (※4)支給開始日は申請日から1か月前（やむを得ない理由がある場合は3か月前）まで遡ることが可能です。ただし、「診断年月日」より前の日に遡ることはできません。診断年月日とは、今回の申請において認定基準を満たすと総合的に判断した日です。
 (※5)更新の場合は、原則記入不要です。
 (※6)「希望する」を選択した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがあります。
 (※)更新は必ず現在の受給者証の有効期間内にお手続きください。期限を過ぎた場合は新規申請扱いとなる可能性があります。

裏面に続く

（裏面）

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

氏名	受診者との続柄	個人番号									

【世帯の市民税が非課税の方のみご記入ください。】

申請者(※)の課税対象外の手当・年金等の収入について、該当するものにチェックしてください。

(※)申請者は原則、受診者が18歳未満の場合は被保険者（保護者）、受診者が18歳以上の場合は受診者本人です。

所得の状況に関する事項	<input type="checkbox"/>	障害年金（基礎・厚生・共済）を受給している。
	<input type="checkbox"/>	遺族年金（基礎・厚生・共済）、寡婦年金を受給している。
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給している。
	<input type="checkbox"/>	その他（労災保険の障害補償・給付、公務災害による障害補償、特別障害給付金、船員保険の障害年金・手当金、各種共済組合の障害・遺族に対する職域加算・一時金、農林共済年金等）を受給している。
	<input type="checkbox"/>	上記の年金等はいずれも受給していない。

【添付書類について】

申請者の、前年1月～12月（1月から6月までの申請の場合は前々年1月～12月）の収入（合計所得金額と、上記の年金等の受給額の合計）が、児童福祉法施行令第22条第1項第5号に規定する額以下である場合は、必ずチェックを入れた年金等の受給金額を確認できるもの（振込通知書の写し、振込先通帳の振込金額記載部分の写し等）を添付してください。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

届出者 居住地

氏名

電話番号

受診者との続柄

個人番号

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書及び小児慢性特定疾病医療受給者証に記載された事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定により次のとおり届け出ます。

受診者												
氏名	生年月日			個人番号								
	年	月	日									

変更のある事項	<input type="checkbox"/> 保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先又は小児慢性特定疾病児童等との続柄 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病児童等の氏名、居住地又は個人番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）											
	変更前の内容						変更後の内容					
変更日	年 月 日											
備考												

注意事項 変更のある事項のうち、該当するものにチェックを入れ、変更前と変更後の内容等を記載してください。自己負担上限額（階層区分・人工呼吸器装着・高額かつ長期・重症患者認定）、疾病名の変更については、支給認定の変更を行うため、「小児慢性特定疾病医療費支給認定及び小児慢性特定疾病登録者証申請書（変更）」に記載し申請してください。

別記様式第6号中

医療保険	保険者名称			
	記号及び番号		適用区分	

を削る。

別記様式第8号を削る。

別記様式第9号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第10号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第11号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第12号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第13号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第14号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第15号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記様式第14号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第15号（第9条関係）

小児慢性特定疾病医療支援点数等証明書

受診者氏名		受給者番号	
受給者証の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	

病院又は診療所記載欄（小児慢性特定疾病の治療に係る点数等のみ記載してください。）

診療年月	日 数	総点数	入院時食事療養費標準負担額
年 月	入院 日	点	円
	通院 日	点	
年 月	入院 日	点	円
	通院 日	点	
年 月	入院 日	点	円
	通院 日	点	
適 用 区 分			
備 考			

薬局又は指定訪問看護事業者記載欄（小児慢性特定疾病の治療に係る点数等のみ記載してください。）

診療年月	回数又は日数	総点数又は看護費用
年 月	回・日	点・円
年 月	回・日	点・円
年 月	回・日	点・円
適 用 区 分		
備 考		

小児慢性特定疾病の治療に係る点数等を上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

医療機関コード

〔 薬局にあつては薬局コード、訪問看護ステーションにあつては訪問看護ステーションコード 〕

別記様式第16号を削る。

（和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部改正）

第2条 和歌山市保健所長に対する事務委任規則（平成15年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第24項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る小児慢性特定疾病登録者証の発行に関する事。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

（令和8年6月17日揭示済）

和歌山市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第53号

和歌山市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成20年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（令和8年6月18日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第54号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則（平成18年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（裏面）及び別記様式第9号（裏面）中「80万9,000円」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の4第1項第3号に規定する額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第1号又は別記様式第9号により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の別記様式第1号又は別記様式第9号によるものとみなす。

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市告示第237号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度 令和8年度	第10期 随1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和8年6月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年6月18日揭示済)

和歌山市告示第238号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年6月6日及び同月10日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年6月2日及び同月8日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和8年6月18日揭示済)

和歌山市告示第239号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年6月1日、同月5日、同月8日及び同月9日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番地1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和8年6月18日揭示済)

和歌山市告示第240号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年6月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月7日及び同月13日	令和8年3月18日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月5日	令和8年3月18日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年3月9日、同月11日及び同月13日	令和8年3月18日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

（令和8年6月18日揭示済）

和歌山市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和8年6月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路建設課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
和歌山都市計画道路 3・3・12号 今福神前線	和歌山市今福4丁目地内 ～ 和歌山市堀止西1丁目11-13地先	676.96	13.9 ～ 18.0

(令和8年6月19日揭示済)

和歌山市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和8年6月29日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
11-68	宮68号線	和歌山市秋月211番5地先 ～ 和歌山市秋月211番8地先	旧	86.92	1.70 ～ 2.90
			新	86.92	4.00 ～ 5.00

(令和8年6月29日揭示済)

和歌山市告示第243号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市告示第244号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年7月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年7月24日に変更する
令和8年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年7月24日に変更する
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年7月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年7月24日に変更する

（別紙省略）

（令和8年6月30日掲示済）

和歌山市告示第245号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和7年度	第9期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年7月10日に変更する。
	第10期		
令和8年度	随時1期		

（別紙省略）

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画第一種市街地再開発事業（和歌山市駅前南地区）の変更

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山市東蔵前丁

屏風丁

杉ノ馬場一丁目

の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和8年6月30日掲示済）

和歌山市告示第247号

令和8年6月29日市議会定例会において議決された令和8年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

（令和8年6月30日揭示済）

和歌山市告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画高度利用地区の変更

- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
和歌山市東蔵前丁
 屏風丁
 杉ノ馬場一丁目

の各一部

- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和8年6月30日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月22日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市木ノ本字別所952番2、字村ノ東1034番1、1035番1	大阪府大阪市中央区南久宝寺町1-9-1 ルート船場ビル801号室 SIAMOPPLUS合同会社 代表社員 富山由紀

(令和8年6月22日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月22日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市園部字藤原1073番3、1073番26	和歌山市市小路354番地7 有限会社浅井不動産 代表取締役 森久万夫

(令和8年6月22日掲示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和8年6月24日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和8年6月19日 和建指第2792号	和歌山市直川字小山畑88 7番15の一部、893番 2の一部、900番の一 部、901番の一部、90 2番の一部	(登載省略)	6.00m × 45.19m 45.19m

(令和8年6月24日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和8年6月26日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和8年6月23日 和建指第2790号	和歌山市西高松一丁目25 8番1	大阪府大阪市北区大淀中一 丁目1番30号 積水ハウス不動産株式会社 代表取締役 大高 一朗	4.20～6.00m × 45. 11m 45.11m

(令和8年6月26日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月29日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市秋月字城堀206番4の一部、241番2の一部、242番、242番3、242番4、242番6、245番2、249番3、249番4、250番2、252番、里道、水路	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

(令和8年6月29日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第26号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年6月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和8年7月1日(水) 午前10時00分
- 2 場所 和歌山市七番丁17番地
和歌山朝日ビルディング5階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和8年6月26日揭示済)